

2021年12月24日 規定

グラッツェクラブ会員規約

第1条（会員規約）

本規約は、グラッツェクラブ（以下「本会」という。）を会員が利用する際に一切に適用します。また、信濃グランセローズ後援会 CLUBSEROWS 81 の会員には本規約は適用しません。

第2条（規約の範囲）

1. 本会が本規約の他に別途定める各サービスの利用規約等本規約（以下総称して「利用規約等」という。）は目的の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
2. 本規約本文の定めと利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の内容及びサービスの変更）

本規約及び本会のサービス（以下、各種の特典を含み「本サービス」という。）の内容を会員の了承を得ることなく、本会の裁量により随時変更することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第4条（本会からの通知）

本規約及び本サービス内容の変更等に関する会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き、本会の公式サイト、その他本会が適切と判断する方法によりご案内した時点から、その効力を発するものとします。

第5条（会員）

本規約における会員とは、本規約の内容を承諾の上、第6条所定の本会への入会申込を行い、本会が入会を承認した方とします。未成年者の代理入会申込を含め、全ての会員は入会申込の時点でこの規約の内容に合意しているものとみなされます。

第6条（入会の承認及び取消）

本会は、前条の入会申込者が下記の何れかに該当する場合を除いて、その申込を承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員として本サービスを利用することができるものとします。本会の入会承認は会員証の交付をもって承認するものとします。ただし、当該承認後に会員が下記の何れかに該当していることが判明した場合、本会は事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、該当会員の会員資格を取り消すことが出来るものとする。又その場合、第15条第2項の定めにより年会費を返却しません。

- (1) 入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合

(4) 入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者、反社会的勢力であると本会が認める場合

(5) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為(入場券等の不当な売買行為)、又はショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)である、もしくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為、又はショバ屋行為の常習者であると本会が認める場合

(6) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると本会が判断した場合

(7) 入会申込時において、18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合

(8) 本会の年会費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカード等の決済手段が無効である場合

(9) 本規約又は利用規約等に違反した場合

(10) その他、会員として不適切であると本会が認める場合

第7条 (会員資格の有効期間)

本会の会員資格の有効期間は、入会申込時から2022年12月31日までとします。

第8条 (退会)

1. 会員は、随時、所定の手続を行うことにより本会を退会することができます。退会と同時にその諸権利を失うものとします。但し、退会手続きがなされても、年会費は返却いたしません。

2. 会員資格は一身専属のものとし、本会が会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から退会の申出があったものとします。

3. 本会は、会員が第12条から第14条に定める義務を怠った場合、会員に事前に通知することなく、退会の処分を行うことができます。

第9条 (会員証の発行及び紛失、盗難等)

1. 本会の会員に対して、会員証を交付します。その際、本会が会員毎に会員番号を設定します。ただし、会員が自身の会員番号を自由に選択することはできません。

2. 会員証は、当該会員に限り利用可能とし、会員による本サービスの利用に際して必ずご提示いただきます。ご提示がない場合、本サービスを受けることができないこととします。

3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第25条記載の「グラッツェクラブデスク」宛に連絡するものとします。

4. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、再発行手数料を当該会員にご負担いただくことにより、当社は会員証を再発行します。その際、身分証明書、会員を証明する書類等を提出願います。

5. 前項の再発行手数料は200円とします

6. 会員証再発行手続き後の再発行手数料の返金はいたしません。また、再発行前の会員証は利用することができません。

第 10 条（譲渡等の禁止）

会員は、会員証、ID、パスワード、ファンクラブポイント及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできません。

第 11 条（会員個人情報の変更）

1. 会員は、第 5 条の入会申込時に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更がある場合、速やかにその内容を本会所定の方法により、第 25 条記載の「グラッツェクラブデスク」宛に届け出ることとします。
2. 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとし、
3. 婚姻等による姓の変更等、本会が特別に承諾した場合を除き、会員は入会申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとし、
4. 入会申込時の届出内容及び第 1 項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、本会は一切の責任を負いません。

第 12 条（自己責任の原則）

1. 会員は、自己の責任のもとで本サービスを楽しむものとし、本会に対して何等の迷惑、又は損害を与えないものとし、
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもってこれを解決するものとし、本会はいかなる責任をも負わないものとし、
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問、若しくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、
4. 本会の本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとし、
5. 本会以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、本会はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとし、

第 13 条（営業活動の禁止）

会員は、本会及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

第 14 条（その他の禁止事項）

当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本会及び本サービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害す

る行為、又はそのおそれがある行為

(2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為

(3) 第三者になりすまして本会に入会する行為

(4) 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為

(5) 会員証、ID、パスワード、記念品、ファンクラブポイント、招待券、当選はがき、会報誌等の郵便物、プレゼント賞品等を第三者に譲渡、転売する行為

(6) 本会又は第三者を誹謗中傷する行為

(7) 本会又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為

(8) 本会の運営を妨げるような行為

(9) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為

(10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第 15 条 (年会費)

1. 第 7 条の有効期間に対応する本会は、各コースに定めた年会費を支払うこととします。

その他上記以外の利用料金の支払いを要する任意の有料サービスを行う場合、

本会は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

2. 本会は、第 17 条に定める場合を除き、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。

3. 本会負担の記載をしている手数料を除き、年会費及び会員証再発行手数料等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。

4. 海外在住の場合、支払方法に一部対応しない場合があります。

第 16 条 (特典)

1. 会員特典に関しては、各コースによって本会が別途定めることとします。

2. 送付物、電子メール等が会員の事情又は会員が契約する通信事業者の事情により会員に到達しない場合、当社は特典に関する受付期間延長等の対応等をいたしません。

3. 海外在住の場合、サービスの一部が受けられない場合があります。

4. ファンクラブポイントは現金への換金や、指定の電子マネーや暗号資産、他サービスのポイント以外と交換することはできません。

第 17 条 (本会の終了)

1. 本会は、一か月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

2. 前項の場合、本会に対する会員証の返却と引換に、年会費の一部を会員に対して返却いたします。返却する金額は別途本会が定めるものとします。

第 18 条 (免責)

本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に対し、本会は一切の責任

及び損害賠償義務を負わないものとします。又、次の各項に規定する事情により、グラッツェクラブデスクの業務が停止したときには、本会及びグラッツェクラブデスクはその責を負わないものとします。

a.天災等の不可抗力の場合

b.通信事業者、電気供給事業者その他本会及び事務局の委託先の責に帰すべき事由がある場合

c.ソフトウェア・ハードウェア等の不具合等、本会や事務局が直接外部から認識しえない事情がある場合

d.システムの整備・点検の場合

e.会員証カードの不良・破損の場合

f.その他やむを得ない事情がある場合

第 19 条（会員に関する情報の取り扱い）

本会は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、職業、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報等（以下これらを総称して「会員情報」という。）を取得・保有するものとし、会員情報の保護に必要なかつ適切な措置を講ずることとします。

第 20 条（会員情報の利用目的及び業務の委託）

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

(1) 本会の会員向け会員証及び会員特典、本サービスの提供

(2) 本会及び本サービスに関するお客様サポート

(3) 会員の特典、サービス利用時のご本人認証

(4) 以下のお知らせを会員宛に電子メール、郵便等にて本会又は本会の業務委託先より送付すること

a.信濃グランセローズの試合情報、本会主催のイベント、商品、サービスなどのお知らせ及び各種スポンサーならびに BC リーグからのお知らせ

b.本会継続手続きのお知らせ

c.その他新しいサービスや情報等のお知らせ

(5) 本会が会員を特定することができない形式により対外統計資料として提供すること
なお、会員資格終了後も本会は会員情報を上記の目的で利用いたします。

また、本会に関する業務の一部をパートナー企業（長野県民球団、信濃毎日新聞株式会社、ジャパンベースボールマーケティング）に委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

第 21 条（個人情報の第三者提供）

本会は、法令に基づく場合や、前条に記載のある場合、その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、本会が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないもの

とします。

第 22 条（会員の肖像権の使用）

本会は、会員に対してイベント等の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことができます。会員はこれらの利用について異議を述べません。

第 23 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 24 条（専属的合意管轄裁判所）

本会は、本会と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、本会の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 25 条（問い合わせ先）

本規約、本会及びサービスについての問い合わせ、又本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

グラッツェクラブデスク

〒380-8546 長野市南県町 657 信濃毎日新聞社地域スポーツ推進部内

TEL050-3768-9566・FAX 026-238-0007

公式ホームページ <https://www.grandserows.co.jp/>

電子メール grazieclub@shinmai.co.jp

附則 本規約は、2022 年 1 月 1 日から施行します。